

第 31 号

エステ店医師法違反事件報道

【委員会決定を受けての日本テレビの対応】

標記事案の委員会決定(6月26日)を受けて、当該局の日本テレビは8月28日BRC宛に「委員会決定を受けての取り組みについて」という文書を提出した。

日本テレビの報告は以下の通り

平成 19 年 8 月 28 日

放送と人権等権利に関する委員会(BRC)御中

日本テレビ放送網株式会社

「エステ店医師法違反事件報道」に係る委員会決定を受けての取り組みについて

この度、貴委員会からの本年6月26日付け「委員会決定」通知を受け、当社では、下記の取り組みを行いましたので、ご報告いたします。

1. コメント公表

本年6月26日の「委員会決定」通知直後に、「見解は、報道は公益に奉仕する内容であり人権侵害はないというものでしたが、放送倫理違反との指摘を受けた部分につきましては、真摯に受け止め、今後の放送に活かしてまいります。」との当社コメントを公表いたしました。

2. 放送上の対応

「委員会決定」について、通知当日の『NNN NEWS リアルタイム』と『NNN NEWS ZERO』の中で、それぞれ1分程度、全国ネットで放送しました。また、平成19年7月9日放送の『あなたと日テレ』内でも、関東ローカルで放送いたしました。

3. 「委員会決定」の社内報告と周知

通知当日の6月26日に定例開催された日本テレビ放送番組審議会において、「決定」の内容を報告したほか、ご意見をいただきました。(添付資料「日本テレビ番組審議会議事録」)

また、当社放送倫理・視聴者対応委員会下の実行委員会である視聴者対応実行委員会(6月28日開催)では、「決定」内容を踏まえ、取材及び編集に際しては、その必要性和手法を十分に検討し、適切な放送を行うことを再確認いたしました。

社内各部署に対しても、定例の拡大執行役員会を通じ、「決定」内容の全社的な周知を図るよう、改めて確認いたしました。

また、コンプライアンス推進室より毎週定期的に発行し社内公開している社内向け考査情報「コンパス」の7月5日号で、今回のBRC決定について掲載し、収録時のみならず編集時にも弊社報道指針に留意し、十分な意見交換と検討を行うよう、改めて呼びかけました(「コンパス」は、日本テレビのイントラネット上で常時公開のほか、日本テレビ系列の放送局にも配布)。

4. 報道局の対応

審理対象の番組を制作した報道局では、定例の幹部会で、「委員会決定」資料を配布・回覧して、詳細を伝え、報道局内で「決定」内容について周知徹底することを確認いたしました。さらに、取材デスク、編集デスク以上が出席する編集会議の場を通じて、「決定」の内容を報告し、番組制作担当者並びに局内のスタッフ全員に対し、「決定」内容について説明し、今後の取材・編集の際に十分な検討を行うよう指示いたしました。この際、無断撮影・無断録音(隠し撮り)が許される範囲の確認と今回指摘を受けた放送上の表現方法について、意見交換を行いました。

5. 報道指針の一部改定

上記、意見交換を踏まえて、弊社取材・報道指針の中の、無断撮影・無断録音(隠し撮り)の項において、無断撮影・無断録音(隠し撮り)素材の放送での扱いに関する基準について、素材の使用に際しては十分な検討を行うとの基準を、新たに設ける改定を行いました。
弊社報道指針については、常時、社内でアクセス可能なイントラネット上に公開しており、本改定指針掲載(7月25日公開)後、改めて社内の関係各部署に、指針改定の趣旨の周知を行いました。

6. 検証及び対策の検討

今回の「決定」を受け、今後も、放送局として公共に奉仕し、視聴者・国民の信頼を得るべく取材・制作の過程を適正に保つよう、報道局及び編成・制作・情報エンターテインメント局等の制作現場とコンプライアンス担当が連携していくことを確認しました。

以上